一般財団法人日本語教育振興協会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は，一般財団法人日本語教育振興協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は，主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は，我が国における日本語教育機関の質的向上を図るため，必要な事業を実施し，もって主として外国人に対する日本語教育を振興し，国際間の相互理解の促進に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
(1) 日本語教育機関の質的向上のための評価・認定
(2) 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進
(3) 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行
(4) 日本語教育機関及び日本語教育に関する調査，研究，開発及び提言
(5) 日本語教育機関の水準向上のための研修会，セミナー，研究大会等の開催
(6) 日本語教育機関と大学，専門学校，企業，地方公共団体，関係機関等との連携協力の推進
(7) 留学生等の修学，生活指導及び福利厚生についての支援
(8) 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言及び提言
(9) 維持会員協議会の活動の支援
(10) その他目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は，本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の種別）
第５条　この法人の財産は，基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は，この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
３　その他の財産は，基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）
第６条　基本財産は，評議員会において別に定めるところにより，この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず，基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは，あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については，毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し，理事会の決議を経て，評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も，同様とする。
２　前項の書類については，主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　この法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号及び第４号の書類については，定時評議員会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については，承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか，監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに，定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）
第１０条　この法人は，剰余金の分配を行うことができない。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１１条　この法人に，評議員２０名以上３０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い，評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には，次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について，次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって，当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって，これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては，その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって，総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政官庁の

認可を要する法人をいう。）

３　評議員は，次の各号に掲げる者のうちから選任する。

(1) 学識経験のある者

(2) 維持会員である日本語教育機関の校長又は代表者

４　前項第２号に規定する者のうちから選任する評議員の数は全評議員数の２分の１未満になるように選任するものとする。

５　評議員は，この法人の理事，監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１３条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は，第１１条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条　評議員に対して，各年度の総額が８０万円を超えない範囲で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

２　評議員には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は，すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は，次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（開催）
第１７条　評議員会は，定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか，必要がある場合に開催する。

（招集）
第１８条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第１９条　評議員会の議長は，その評議員会において，出席した中から互選する。

（定足数）
第２０条　評議員会は，評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第２１条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）
第２２条　理事長が，評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２３条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員から選出された署名人は，前項の議事録に記名押印する。

第６章　会長

（会長）

第２４条　この法人に，会長を置く。

２　会長は，理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

３　会長は，理事会において推挙する。

４　会長の任期は，２年とする。

５　会長には，評議員会において別に定める額を報酬として支給することができる。

６　会長には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第７章　役員

（役員の設置）

第２５条　この法人に，次の役員を置く。

⑴ 理事　１０名以上２０名以内

⑵ 監事　２名

２　理事のうち，１名を理事長，１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし，専務理事をもって同法第１９７条において準用する第９１条第１項第２号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員の選任）

第２６条　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び専務理事は，理事会において理事の中から選定する。

３　各理事について，当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が，理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても，同様とする。

４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は，理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても，同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２７条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

２　理事長は，この法人を代表し，その業務を執行する。

３　専務理事は，理事長を補佐し，この法人の業務を執行する。また，理事長に事故があるとき，又は理事長が欠けたときは，理事長の業務執行に係る職務を代行する。

４　理事長及び専務理事は，毎事業年度ごとに４か月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２８条　監事は，この法人の理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。
２　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務並びに財産及び会計の状況の調査をすることができる。
３　監事は，前２項のほか，監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

（役員の任期）
第２９条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　理事又は監事は，第２５条第１項に定めた員数が欠けた場合，辞任又は任期の満了後においても，新たに選任された者が就任するまでは，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第３０条　理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第３１条　理事及び監事に対して，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第８章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３３条　理事会は，次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

（種類及び開催）
第３４条　理事会は，毎事業年度２回開催する。
２　理事会は，前項に定めるもののほか，理事長が必要と認めたとき，又は法令に特別の定めがある場合に開催する。

（招集）
第３５条　理事会は，法令に定めがある場合を除き，理事長が招集する。

（議長）
第３６条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

（定足数）
第３７条　理事会は，理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第３８条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第３９条　理事が，理事会の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない。

（議事録）
第４０条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

第９章　維持会員

（維持会員）
第４１条　この法人に維持会員を置く。
２　維持会員は，この法人の趣旨に賛同し，日本語教育の一層の充実・発展を目指してこの法人の活動に参画する日本語教育機関とする。
３　維持会員は，この法人から事業計画，収支予算その他この法人の運営に関する重要事項について報告を受け，及び協会の運営について意見を述べることができる。
４　維持会員は，理事会の決議により，別に定める会費を納入しなければならない。
５　維持会員に関する必要な事項は，理事会の決議を経て，理事長が別に定める。

（地区維持会員協議会）
第４２条　維持会員は，理事長が別に定める地区ごとに，各地区における維持会員間の情報交換，連絡等を行うため，地区維持会員協議会を開催する。
２　地区維持会員協議会については，理事会の決議を経て，理事長が別に定める。

第１０章　賛助会員

（賛助会員）
第４３条　この法人の目的に賛同し，その事業に賛助するもの（日本語教育機関を除く。）を賛助会員とすることができる。
２　賛助会員に関する必要な事項は，理事会の決議を経て，理事長が別に定める。

第１１章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４４条　この定款は，評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は，この定款の第３条，第４条及び第１２条についても適用する。

（解散）
第４５条　この法人は，基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第４６条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は，評議員会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１２章　事務局

（事務局）
第４７条　この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。
２　事務局には所要の職員を置く。
３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事長が理事会の承認を得て，別に定める。

第１３章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４８条　この法人は，公正で開かれた活動を推進するため，その活動状況，運営内容，財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　情報公開に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）
第４９条　この法人は，業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
２　個人情報の保護に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（公告）
第５０条　この法人の公告は，電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は，官報に掲載する方法による。

第１４章　補則

（委任）
第５１条　この定款に定めるもののほか，この法人の運営に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

附　則
１　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
２　整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは，第７条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
３　この法人の最初の理事長（代表理事）は佐藤次郎，専務理事（業務執行理事）は木原哲郎とする。

附　則
この定款は，平成２９年１０月４日から施行する。

附　則
この定款は，令和３年５月２６日から施行する。

附　則
この定款は，令和６年４月３０日から施行する。